

全国ダイバーシティネットワーク組織東海・北陸ブロック会議要項

(趣旨)

第1条 この要項は、全国ダイバーシティネットワーク組織要項第4条第7項の規定に基づき、全国ダイバーシティネットワーク組織東海・北陸ブロック会議（以下「ブロック会議」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 ブロック会議は、東海・北陸ブロックのダイバーシティネットワーク組織の形成・強化を図ることを目的とする。

(組織)

第3条 ブロック会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 幹事大学等の名古屋大学及び金沢大学の理事又は副学長相当の者各1名
- (2) 別表に掲げる機関の学長、理事又は副学長相当の者1名
- (3) その他ブロック会議が必要と認めた者

2 前項の委員の任期は2024年3月31日までとする。ただし、委員が任期中に辞任した場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前項の委員は、再任を妨げない。

(議長)

第4条 ブロック会議に議長を置き、前条第1項の委員のうちから互選する。

2 議長は、ブロック会議を主宰する。

(ブロック会議の開催)

第5条 ブロック会議は、原則として年1回開催する。

(事務)

第6条 ブロック会議の連絡調整及び事務は、議長が所属する幹事大学等が行う。

(雑則)

第7条 この要項に定めるもののほか、ブロック会議の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、2019年2月4日から施行する。

附 則

この要項は、2019年7月17日から施行する。

附 則

この要項は、2019年12月10日から施行する。

附 則

この要項は、2020年4月30日から施行する。

別表（第3条関係）

国立大学法人	金沢大学、岐阜大学、静岡大学、三重大学、名古屋工業大学、富山大学、豊橋技術科学大学、名古屋大学、浜松医科大学、福井大学、北陸先端科学技術大学院大学
公立大学	富山県立大学、名古屋市立大学、公立小松大学、石川県立大学 静岡県立大学
私立大学	藤田医科大学、愛知医科大学、金沢医科大学
独立行政法人 国立高等専門学校機構	石川工業高等専門学校

【参考】

- ※第3条第1項第1号及び第2号の「理事又は副学長相当の者」に含むものの例示
副理事、学長補佐
副所長、副病院長、副機構長
副社長、専務（取締役）、常務（取締役）、取締役、執行役員